原山公園屋内施設 会員会則

（定義）
第１条
本会則は、指定管理者である原山公園ＰＦＩ 株式会社（以下「指定管理者」といいます。）から施設運営業務の委託を受けた、株式会社フージャース ウェルネス＆スポーツ（以下「運営会社」といいます。）が運営する原山公園屋内施設（以下「本施設」といいます。）の利用に関し、月額総合利用または各種スクールの登録手続きを行い、指定管理者が承認した個人（以下「会員」といいます。）に適用されます。
（目的）
第２条
本施設は、会員が本施設の諸施設を利用することにより、心身の健康の維持および増進を図るとともに会員相互の健全な交流の場を提供することを目的とします。
（会員）
第３条
1. 本施設は会員制とし、本施設が定める会員種別および契約内容に応じて本施設を利用することができます。
2. 会員の契約期間は、本施設が別に定めた期間とし、退会手続き等による資格喪失までは自動更新とします。
3. 会員の本施設諸施設の利用範囲や条件、特典については別に定めます。
4. 会員が、本施設を利用する際は、本施設が定める方法により会員資格の確認を受けなければなりません。
（入会資格）
第４条
1. 本施設の入会資格は次の各号のとおりとし、会員はこれらの項目を全て満たす方とします。なお、本施設は裁量により入会申込みを受理しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。また、入会申込みの後に入会資格外であることが判明した場合、本施設は会員資格を取り消すことができるものとします。
（1）運営会社の審査を経て、指定管理者が入会を承認した方
（2）各会員種別において別に定める資格を満たす方
（3）本会則および本施設の諸規則を遵守する方（未成年者の方は、親権者の同意が必要です。）
（4）刺青・タトゥーをしていない方
（5）暴力団関係者をはじめとする反社会的勢力に属さない方
（6）医師等により運動を禁じられておらず、本施設の利用に支障がないと自らの責任において申告された方（健康状態に疑義のある方はご相談ください。医師の診断書の提出をお願いする場合があります。）
（7）他人に感染する恐れのある疾病を有しない方
（8）指定管理者または運営会社に対し、自らまたは第三者を利用して次のいずれの行為も行わないことを保証された方
ア．暴力的な要求行為
イ．法的な責任を超えた不当な要求行為
ウ．取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
エ．風説を流布し、偽計または威力を用いて、指定管理者または運営会社の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
オ．その他前各号に準ずる行為
（9）過去に本施設で除名処分となったことがない（除名処分に該当する行為を行い、結果的に自ら退会した方を含む）、または他の会員制スポーツ施設等で禁止行為を行ったことにより除名処分になったことがない方。また、過去の除名原因が明確であり、運営会社が別に定める基準に応じて再度入会資格を認めた方

2. 運営会社は会員が前項の一つでも反する場合、取引またはサービスの利用を停止、または会員との間の契約一切を解除、会員の除名を適用することができるものとします。

（入会手続き）

第５条

1. 本施設を利用する方は本会則を承認のうえ、入会手続きを行い所定の料金等を支払い、指定管理者の承認を得て会員となります。未成年者が入会を希望する場合は、未成年者本人と親権者が連署のうえ、入会手続きを行うものとします。この場合、親権者は本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

2. 前項に定める入会申込手続きを行った場合であっても、運営会社が別に定める審査手続きにおいて入会が認められない場合があることを予め了承いただきます。

3. 会員資格を喪失した方が、本施設に再度入会を希望する場合、本施設は資格喪失理由により、入会金、諸会費、諸料金の割引を適用しない場合があります。

4. 会員となる方は入会手続きの際、氏名、生年月日、性別、連絡先電話番号、現住所、勤務先および住所、緊急連絡先と電話番号、メールアドレス、郵便物送付、会費決済に必要な情報を登録するものとします。また、会員となる方は登録内容が正確であることを保証するものとします。また、本施設は、本人確認または会員管理に必要な範囲で、顔写真その他本人確認書類等の情報を取得することがあります。

5. 本施設は会員から取得した顔写真を、本人確認その他施設運営上必要な範囲で利用します。

（会員証）

第６条

1. 本施設は、会員資格を証するため、会員証その他本施設が定める方法により会員資格を証するもの（以下「会員証等」といいます。）を発行または提供します。

2. 会員は、本施設を利用する際は、入退館時に会員証等を提示し、会員資格の確認を受けなければなりません。

3. 会員証等は会員本人のみが使用することができ、第三者に貸与し、譲渡し、または使用させることはできません。

4. 会員は、会員資格を喪失したときは、カード会員証の貸与を受けている場合は、速やかにこれを返還しなければなりません。返還できない場合は、会員の責任において利用不能の状態にしたうえで処分するものとします。

5. 会員証の紛失、盗難、破損その他再発行が必要となった場合は、本施設所定の方法により手続きを行い、本施設所定の再発行手数料を支払うものとします。

（入会金、事務登録料、会費、手数料等）

第７条

1. 会員区分に従う入会金、事務手数料、会費その他施設利用に係る料金（以下「会費等」といいます。）は別に定めるものとします。

2. 会員は、本施設が定めた会費等を、本施設が定める方法により、所定の期日までに支払わなければなりません。

3. 会費等の金額、支払時期、支払方法等は運営会社が定めるものとします。

4. 施設利用の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は会費等を支払わなければなりません。

5. 本施設の運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、会員種類の改廃もしくは会費等の金額を変更することができ、本施設のＷｅｂサイトへの掲載その他適切な方法により通知します。

6. 会費等を滞納している会員は、施設のご利用をお断りします。また未払い分の会費等は支払わなければなりません。

7. 一旦納入いただいた会費等は、本会則または法令の定めがある場合を除いて、これを返還しません。
8. 会費等に賦課される消費税等は会員の負担とします。なお、消費税率等の変更など消費税法等の改正等がされる場合、会員の負担は当該改正等の内容に従い変更されます。

（会員資格の取得）

第８条

第５条の入会手続きを行った後、運営会社が審査を行い、指定管理者が入会を承認した場合には、入会手続きの際に定めた利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）から、入会申込者は会員資格を取得するものとします。

（会費等の滞納）

第９条

1. 会員が会費等を滞納した場合、本施設は当該会員の会員資格を停止することができます。
2. 前項の場合、会員が滞納した会費等を本施設が指定する方法により支払わない限り、会員資格停止処分を取り消すことはできません。
3. 第１項により資格停止となった会員が、その後、滞納した会費等を支払うことなく、３か月分以上延滞した場合は、本施設は、当該会員を除名するものとします。

（退会）

第１０条

1. 会員が自己の都合により本施設を退会する場合は、本施設が別に定めた期日までに、所定の書面により本人が手続きを完了しなければなりません。
2. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則として取り扱いません。
3. 会員は、退会月の会費については、退会手続きが月の途中であっても、これを全額支払わなければなりません。会費の滞納がある場合は完納するまで退会後も支払い義務を負うものとします。

（会員資格の譲渡、相続、貸与）

第１１条

会員はいかなる場合も、その会員資格を他に譲渡し、貸与し、または相続の対象とすることはできません。

（休会）

第１２条

1. 会員本人の都合により１か月以上本施設を利用できない場合、本施設が別に定めた期日までに来館のうえ所定の手続きを完了し、所定の休会費を支払うことにより休会することができます。
2. 休会会員は、本人の申し出により随時復会することができます。復会月より所定の月会費を支払うものとします。また、１か月以内の復会は休会の取り消しとなり、当該月会費のお支払いが必要となります。
3. 休会届出時の休会期間が経過したときは自動的に復会となり、会員はその翌日から所定の会費を支払うものとします。
4. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による休会手続きは、原則として取り扱いません。

（諸手続き）

第１３条

1. 会員は会員種別の変更、プライベートロッカーその他オプションの利用に関する手続きを、本施設が別に定める方法により完了しなければなりません。
2. 会員は入会申込時に登録した内容に変更が生じた場合は、速やかに変更手続きを行わなければなりません。
3. 本施設が会員あてに郵便物で通知する場合、会員から届出のあった最新の住所あてに行い、発送をもって効力を有するものとし、郵便物が到着しなかったことにより会員に生じた不利益について、本施設は責任を負いません。

4. 本施設が会員あてにＥメールで通知する場合、会員から届出のあった登録内容に基づいて行い、表示または発信をもって効力を有するものとし、未確認または不到達等により会員に生じた不利益について、本施設は責任を負いません。
5. 会員が連絡先の変更を怠った場合、または郵便物による通知を希望しない場合は、本施設からの通知が不到達となった場合であっても、通常到達すべきときに到達したものとみなします。
（会員資格の停止および除名）
第１４条
会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、本施設は会員資格を停止し、または除名することができます。また、除名となった会員は、その後、本施設への入会および立ち入りをすることができません。ただし、指定管理者が別に定める基準により認めた場合は、この限りではありません。
（1）第４条の入会資格を喪失したとき。
（2）本会則その他本施設の定める諸規則に違反したとき。
（3）本施設の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
（4）本施設の施設を故意に破損したとき。
（5）会費等の滞納、遅延など支払いを怠ったとき。また、本施設からの催促に応じないとき。
（6）入会に際して本施設に虚偽の申告をしたと判明したとき。
（7）本施設が会員として不適当と判断したとき。
（8）暴力団・暴力団員その他これに準ずる者等反社会的勢力であることが判明したとき。
（9）他の会員に対する迷惑行為、本施設の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
（10）第１８条各号の禁止行為を行ったとき。
（11）その他、前各号に準ずる行為をしたとき。
（会員資格喪失）
第１５条
会員は次の各号のいずれかに該当した場合は、その資格を喪失します。
（1）第１０条に定める退会手続きが完了したとき。
（2）第１４条により本施設に除名されたとき。
（3）会員本人が死亡したとき。
（4）運営上の重大な理由により本施設を閉鎖したとき。
（健康管理）
第１６条
会員は、疾病その他の健康上の理由により、医師から運動または入浴を控えるよう指示を受けた場合は、速やかに本施設へ申し出るとともに、必要に応じて休会または退会の手続きを行うものとします。
（諸規則の遵守）
第１７条
1. 会員は、本会則その他本施設の定める諸規則および注意事項を遵守しなければなりません。
2. 施設および備品の利用に当たっては、施設スタッフの指示に従わなければなりません。
（禁止事項）
第１８条
本施設内および本施設周辺において、会員による次の行為を禁止します。
（1）動物を施設内に持ち込むこと。（身体障害者補助犬法で定める身体障害者補助犬を除きます。）
（2）刃物その他の危険物を施設内に持ち込むこと。
（3）施設内および敷地内で喫煙すること。（電子タバコおよび無煙タバコを含みます。）

(4) 本施設が定める場所以外で許可なく通話、撮影または録音を行うこと。
(5) 施設、器具、備品その他本施設の管理する物品を損壊し、持ち出し、または施設内へ落書きその他の造作を行うこと。
(6) 所定の場所以外で排泄その他これに類する行為を行うこと。
(7) 許可なく物品の販売やパーソナルトレーニングその他営業行為を行うこと。
(8) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含みます。）、金銭の貸借、政治活動または署名活動を行うこと。
(9) 他の会員その他の利用者、従業員または本施設を誹謗し、または中傷すること。
(10) 他の会員その他の利用者または従業員に対し、暴力、威嚇、脅迫その他これらに類する行為を行うこと。（身体を押す、拘束する、殴る、蹴る、暴言、恫喝、大声を発する、物を投げる、叩く、壊すその他相手に恐怖または不安を与える行為を含みますが、これに限られません。）
(11) 痴漢、のぞき、露出その他法令または公序良俗に反する行為を行うこと。
(12) 他の会員その他の利用者または従業員を待ち伏せし、尾行し、または執拗に話しかけること。
(13) 正当な理由なく、面談、電話、電子メールその他の方法により従業員へ迷惑を及ぼすこと。
(14) 本施設が会員として不適当と認める行為を行うこと。
(15) その他前各号に準ずる行為その他本施設の秩序を乱す行為を行うこと。

（入場禁止等）

第１９条

本施設は、次の各号のいずれかに該当する方に対し、入場禁止、退場その他施設の利用制限の措置を講ずることができます。

(1) 正当な理由なく、本会則その他本施設の定める諸規則または注意事項を遵守しない方
(2) 刺青・タトゥー（ファッションタトゥー、刺青シールを含みます。）があることが判明した方
(3) 暴力団、暴力団員その他反社会的勢力に属すると本施設が判断した方
(4) 健康状態により、医師から運動または入浴を控えるよう指示を受けている方、または健康状態により運動もしくは入浴が適当ではないと本施設が判断した方
(5) 健康状態により、安全な施設利用が困難であると本施設が判断した方
(6) 妊娠中であり、医師から運動または入浴を控えるよう指示を受けている方
(7) 他人に感染するおそれのある疾病に罹患している方。ただし、本施設が別に定める基準により認めた場合は、この限りではありません。
(8) 酒気を帯びている方
(9) 他の施設利用者に迷惑を及ぼすおそれがあると本施設が判断した方
(10) 過去に本施設において除名処分を受けた方（除名処分に該当する行為を行い、自ら退会した方を含みます)、または会員制スポーツ施設その他これに類する施設において禁止行為により除名処分を受けたことがある方
(11) 過去に盗難、施設または備品の破損その他本施設の禁止事項に違反する行為を行ったことがある方

（損害賠償責任の免責）

第２０条

1. 会員が本施設を利用するに当たり、本人または第三者に生じた人的または物的損害については、本施設は責任を負いません。ただし、本施設の故意または過失により損害が生じた場合は、この限りではありません。
2. 会員間に生じた紛争またはトラブルについては、本施設の故意または過失による場合を除き、本施設は責任を負いません。

（会員の損害賠償責任）

第２１条
会員が本施設を利用するに当たり、会員の責めに帰すべき事由により、本施設または第三者に損害を与えた場合は、会員はその損害を賠償する責任を負うものとします。
（所持品の管理）
第２２条
会員は、本施設における所持品その他の物品を自己の責任において管理するものとします。本施設内において生じた盗難、紛失、毀損その他の損害については、本施設は責任を負いません。ただし、本施設の故意または過失により損害が生じた場合は、この限りではありません。
（拾得物等の取扱い）
第２３条
1. 本施設内における拾得物および放置物は、原則として１か月間保管するものとします。ただし、現金、貴重品その他法令により別段の取扱いが定められているものについては、当該法令に基づき取り扱うものとします。
2. 前項の保管期間を経過した拾得物および放置物については、本施設において処分することができるものとします。
3. 食料品その他衛生上または保管上支障があると本施設が判断したものについては、前二項の規定にかかわらず、直ちに処分することができるものとします。
（利用案内）
第２４条
本会則に定めのない事項については、施設内の掲示、利用案内その他本施設が別に定める諸規則によるものとします。
（営業時間）
第２５条
営業時間は、本施設が別に定めるものとします。
（施設の一時的休館）
第２６条
1. 本施設は、あらかじめ定める期間を年次休館日とし、施設点検日を定期休館日とします。
2. 前項の他、本施設は、次の各号のいずれかに該当する場合は、施設の全部または一部を臨時に休館することがあります。
（1）気象、災害、警報または注意報等により、安全な施設運営が困難であると本施設が判断したとき。
（2）行政指導、法令の制定もしくは改廃その他これらに準ずる事由により、やむを得ないと本施設が判断したとき。
（3）施設の改修、設備の修繕、工事その他施設の維持管理上必要があると本施設が判断したとき。
3. 前項第３号による休館については、原則として２週間前までに施設内掲示その他本施設が適当と認める方法により会員へ通知します。ただし、前項第１号または第２号による休館については、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは事前の通知を要しないものとします。
4. 第２項第１号または第２号の事由により休館した場合は、原則として会費その他の料金は返還しません。ただし、法令に別段の定めがある場合は、この限りではありません。
5. 第２項第３号の事由により長期間休館した場合は、休館期間その他の事情を勘案し、本施設は会費その他の料金の全部または一部を減額し、または返還することがあります。
（施設運営の終了等）
第２７条

1. 本施設は、指定管理期間の終了その他の理由により、本施設の運営者が変更となる場合があります。
2. 本施設の運営を終了する場合は、法令その他やむを得ない事情がある場合を除き、あらかじめ会員へ通知するものとします。
3. 本施設の運営終了に伴う会費その他の料金の取扱いについては、法令の定めによるほか、本施設が別に定めるものとします。

（個人情報）

第２８条

本施設は、会員の個人情報について、個人情報の保護に関する法令、本会則、プライバシーポリシーおよび「個人情報のお取扱いについて」に従い、適切に取り扱います。

（個人情報の第三者提供）

第２９条

本施設は、法令に定める場合その他プライバシーポリシーまたは「個人情報のお取扱いについて」に定める場合を除き、会員本人の同意なく個人情報を第三者へ提供しません。

（本会則の改定）

第３０条

本会則および本施設の利用規則その他本施設が定める諸規則の制定または改定は、本施設がこれを定め、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

（会員への通知）

第３１条

1. 本施設は、本会則、利用規則その他本施設が定める諸規則を制定または改定するときは、その内容を会員へ通知または周知するものとします。この場合、本施設は、原則として施行日の１か月前までに会員へ通知または周知するものとします。
2. 前項の通知または周知は、施設内掲示、本施設のＷｅｂサイトへの掲載その他本施設が適当と認める方法により行うものとします。

（附則）

第３２条

1. 本会則は、２０２６年１２月１日から施行します。
2. 本会則の施行日において本施設の会員である者については、同日から本会則を適用します。
3. 本会則の施行に伴い、本施設において従前適用していた会則は、その効力を失うものとします。

原山公園ＰＦＩ株式会社

制定　２０２６年１２月１日